

第三十一回国会
衆議院
内閣委員會議録 第十一号

昭和三十四年二月二十六日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 順一君 理事前田 正男君

理事平井 義一君 理事飛鳥田一雄君

理事受田 新吉君 理事木原津與志君

理事植木庚子郎君 始関 伊平君

田村 元君 橋本 正之君

西ヶ久保重光君 石橋 政嗣君

石山 權作君 中原 健次君

出席國務大臣

郵政大臣 寺尾 豊君

國務大臣 伊能繁次郎君

出席政府委員

総理府総務長官 松野 頼三君

宮内庁次長 瓜生 順良君

防衛政務次官 辻 寛一君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長) 加藤 陽三君

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長心得) 山本 幸雄君

防衛庁参事官 山下 武利君

(経理局長) 小山 雄二君

防衛庁参事官 河本 敏夫君

(裝備局長) 石井 桂君

経済企画政務次官 安倍 三郎君

科学技術政務次官 石井 桂君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

二月二十五日

委員中原健次君辞任につき、その補

欠として山花秀雄君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員山花秀雄君辞任につき、その補

欠として中原健次君が議長の名で

委員に選任された。

二月二十四日

日本国憲法第八条の規定による議決

案(内閣提出、憲議第一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本国憲法第八条の規定による議決

案(内閣提出、憲議第一号)

郵政省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四三三号)

科学技術庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五一五号)

経済企画庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第七一七号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七二二号)

自治庁設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二六六号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九四四号)

自衛隊法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九五五号)

○内海委員長 これより会議を開きま

す。

日本国憲法第八条の規定による議決

案を議題とし、まず政府より提案理由

の説明を求めます。松野総務長官。

議決

日本国憲法第八条の規定による議

決案

皇室は、皇室経済法施行法第二条

に規定するもののほか、昭和三十四

年三月二十一日から同年四月三十日

までの間において、内閣の定める基

準により、皇太子明仁親王の婚姻を

祝するために贈与される物品を譲り

受けることができる。

○松野政府委員 ただいま議題となり

ました日本国憲法第八条の規定による

議決案につきまして、その提案の理由

を御説明申し上げます。

皇室が財産を譲り受けることは、日

本国憲法第八条の規定により国会の議

決に基かなければならないことになっ

ておりますが、皇室経済法及び皇室経

済法施行法によりまして、外国交際

のための儀礼上の贈答にかかる場合、そ

の他天皇並びに皇后、皇太子妃等内廷

にある皇族においては、一年間にこれ

らの方を通じて個々の譲り受けの価額

の合計が百二十万円に達するに至るま

での場合などには、そのたびごとに国

会の議決を要しないこととなっております。

御承知のように、本年四月十日には

皇太子明仁親王殿下の御結婚の式が挙

行されることに内定しておりますが、

これを祝するために、国民を代表する

各界等から物品が皇室に贈与されるこ

とが予想されますので、さきに申し述

べました場合以外に、特に本年三月二

十一日から四月三十日までの間におい

て、内閣の定める基準によりまして、

皇室が皇太子明仁親王殿下の婚姻を祝

するために贈与される物品を譲り受け

ることができるようになる必要があり

ます。

これが本案を提案する理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御

賛成の議決あらんことをお願いいたし

ます。

○内海委員長 本議案についての質疑

は次会以後に譲ることいたします。

○内海委員長 次に郵政省設置法の一

部を改正する法律案を議題といたしま

す。

本案につきましてはすでに質疑を終

了いたしておりますので、これより討

論に入ります。

別に討論の申し出もありませんの

で、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○内海委員長 起立総員。よって本案

は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作

成につきましては、委員長に御一任願

います。

いたいと存じますが、御異議ありませ

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めま

す。よってそのように決定いたしました

た。

この際、郵政大臣よりごあいさつを

したいという御希望があります。これ

を許します。

○寺尾國務大臣 ただいまは、郵政省

設置法の一部を改正する法律案につ

きまして御可決を賜わりまして感激にた

えません。本案の提出に際しましては

特別の御高配もいただき、また真摯な

御審議を賜わりまして、本日この結果

を得ましたことを重ねてお礼を申し上げ

ますと同時に、この法律案が成立い

たしました際におきましては、十分御

意見等を身につけてまして、運営のよ

ろしきを得たいと決意をいたしております。

ありがとうございます。(拍手)

○内海委員長 科学技術庁設置法の一部

を改正する法律案、経済企画庁設置法

の一部を改正する法律案、大蔵省設置

法の一部を改正する法律案、自治庁設

置法の一部を改正する法律案、防衛庁

設置法の一部を改正する法律案及び自

衛隊法の一部を改正する法律案を一括

議題とし、質疑を許します。平井義一

君。

○平井委員 防衛庁長官にお尋ねいた

します。今回陸上自衛官を増員しな

かったのは、どういう理由でしなかつ

たのか。

たのか。

○伊能国務大臣 御承知のように、先年決定いたしました国防の基本方針に基きまして、日本の自衛隊の整備目標として、昭和三十五年を目標といたしまして、陸上自衛隊十八万という整備目標がございまして、本年度一万人の増員を国会の御審議を賜りまして、十七万ということに相なった次第であります。さらに引き続いて、来年度につきまして一万を増勢するという問題と、御承知のように来年度の自衛隊全般の整備目標といたしましては、空軍兵力の質的整備、それから海上自衛隊につきましては、対潜戦力の充実というような方面に極力力を用いて、陸上自衛隊については、内容の質的整備に重点を置いて、さらに来年度においてできる限り予算その他の状況、また国力、国情に應じた整備をいたすことといたしまして、昭和三十四年度におきましては、人員の増勢というものを一応見合せまして、ただわずかに従来制服職員でこれをカバーいたしておりましたものを、制服職員でない職員で約一千名を捻出をいたしまして、これによって建設隊あるいはその他の整備に当てる。もっぱら質的増強に当てるという所存をもちまして、今回一万人の増勢というものを本年度は見合したいという状況でございます。

○平井委員 自衛隊でない職員千人でこれを補うということですが、そういう操作をどうして必要とするのですか。

○伊能国務大臣 御承知のように自衛隊の制服職員につきましては、その本来の性質上、もっぱら自衛隊本来の使

命に精励せしめ、兵の練成強化を目標とすることが本来の建前と存じました。が、たまたま従来からの予算の関係上、また部隊内務の業務関係上、一部が制服職員をもって部隊の内務のユニホーム以外の事務職員の仕事までやっておりますという点も合理化をし、さらにできる限り自衛隊自身に本来の方向をこの際少しでも明確にするという立場から、一千名の事務職員の増員によって、自衛隊の職員は自衛隊本来の練成に専念せしめるといふ所存で変えた次第でございます。

た部隊の練成を強化するという面からいって、国内を大体五つに分け、内地は仙台、東京、大阪というように三方面隊に五分して、今後練成の強化と指揮の統一と同時に、長官直轄というような形でなく、組織も簡素化をしよう、こういう所存から三方面隊の増置を計画いたしました次第でございます。

れを進めておると聞いておりますが、この計画はどういう進め方をしておるか、大臣の構想を一つお聞きしたい。

○伊能国務大臣 この点につきましては、まだ遺憾ながら構想としてこの席上で御報告を申し上げる段階に至っておりません。でございますが、御承知のように現在の世界の科学兵器その他の進展の情勢が非常に激変を来しております。ことに誘導兵器その他の兵器の飛躍的な発展に伴いまして、第一次の整備目標以後において陸幕、海幕、空幕の体制を、日本の国力、国情に応じてどういう形で整備をすることがいいかという点については、目下いろいろ角度から研究中でございます。また大体このいう方向という点をおのづから席上で御報告申し上げかねるのを非常に遺憾といたしております。

艦防衛作戦と申しますか、それらに対する各般の科学的な研究、こういう方向に努力をいたしておる次第であります。

○平井委員 兵器の強化ということはわかりませんが、問題は人間をふやしても、あるいは幾らりっぱな機械を持たせても、人間の精神によるといいます。が、この精神的訓練ということに對して伊能長官はどういうふうにお考えになっておりますか。

○伊能国務大臣 この点につきましては、第二次整備目標との関連もございしますが、私どもとしては昭和三十五年におきまして既定の十八万人にはできるだけ努力をいたして参りたい、かように存じておる次第であります。

○平井委員 それから三方面隊を増強することになっておりますが、これはどういう理由によって三方面隊を増強されるわけですか。

○伊能国務大臣 お答え申し上げます。ただいま説明がやや不十分かと存じましたが、御承知のように長官直轄部隊と申しますのが、北海道、九州の二方面隊のほかに、内地に三管区隊、また二混成団のほかに約四十をこえる部隊が長官直轄部隊、これは事実上長官直轄部隊として、これを指揮いたします。これは一つの組織の簡素化であるかと考えておる次第でございます。ことに本州全体の軍の配備その他から考えまして、この際本州を三方面隊に五分いたしました。その指揮系統の明確化と同時に練成の強化というこの二点を重点を置きまして、三方面隊の新設ということを計画いたしました次第であります。

○伊能国務大臣 この問題は世界の科学兵器の進展の問題と不可分の関係があるかと存するわけでございまして、現在のところでは私も最新式航空機、ことにジェット機の高高度の利用と開発ミサイル、誘導兵器の活用、誘導兵器をできるだけわが国においても研究してこれに備える、この二点、並びに海幕につきましては、日本の置かれた環境と申しますか、日本の自然的条件等から、対潜装備に対する対潜水

○伊能国務大臣 御承知のように自衛隊の制服職員につきましては、その本来の性質上、もっぱら自衛隊本来の使

○伊能国務大臣 御承知のように自衛隊の制服職員につきましては、その本来の性質上、もっぱら自衛隊本来の使

○伊能国務大臣 御承知のように自衛隊の制服職員につきましては、その本来の性質上、もっぱら自衛隊本来の使

○伊能国務大臣 御承知のように自衛隊の制服職員につきましては、その本来の性質上、もっぱら自衛隊本来の使

いは日本の防衛の基礎的な観念は国民生活の安定である。この考え方を若い人々の上にも現実にわからせるような政治がなくてはならぬ。現に国防の基本方針につきましてもその点は明示せられた上で、青年の愛国心の発揚に努力をするということも定められておりますが、現状において御承知のように日本の国力、国情からいって飛躍的な防衛力の増強というものはなかなか望み得ない。アメリカのように全体の予算の六〇%近いものが防衛費である軍事援助、経済援助等に使用される状況とは異なりまして、わずかに国民所得の二%以下一・七%、予算の一割程度の防衛費を計上しております現状におきましては、自衛隊をして、みずから自衛隊に志願した君らが、国を愛して平和な豊かな日本を作り上げる基礎になる人物であるという自覚をあらゆる角度から、教育の面においても十分にしみ込ませるということについて幹部諸公の奮勵を期待し、また私自身もその方向に向って最善の努力をいたしておる次第であります。

○平井委員 今大臣がおっしゃったように、これはほんとうに愛国心の燃える自衛隊ができれば、少々予算を上げていい。しかし今日は職がないから自衛隊に一つ入りたい。ほんとうは自衛隊が一番いいのではないか。入ってしまえば愛国心を失うというようにことを聞かぬでもない。また今日の自衛隊の志願者は——私は九州人ですが、九州が一番多い。これは九州人がいかに国を愛しておるか。これに比べて関東や関西、他の地方は非常に志願者が少い。ここに各県の代議士諸君もおりますけれども、九州が一番多くて

ほかが少ないということは、どういふうにお考えですか。

○伊能国務大臣 御指摘の点につきましては、最近まで御指摘のように九州方面における自衛隊員の志望者というものがきわめて多数であったということは事実でございます。ところが最近におきまして北海道方面におきましては、人口が希薄であるという北海道の特殊な条件もありまして、比較的応募者が少かつたのであります。この数年來逐次全体として自衛隊希望者が増加をいたして参つたことは、まことに私どもとして喜ばしいことであると同時に、ただいま御指摘のような自衛隊が安定した職業であるということと同時に、自衛隊に入隊した以上は自衛隊の本質をつかんで、ほんとうに平和な日本と独立を守るのだという観念を徹底せしめることに努力をしております。おかげで最近におきましては、各部隊とも士氣逐次旺盛になり、皆さんの御期待に沿ひ得る状態に相なつて参つたことは、まことに私どもとして喜ばしいことと存じております。今後においてもそういう方向に努力をするつもりでありますけれども、また関東、関西方面につきましても、九州方面に次いで逐次自衛隊の志望者がふえて参つておることは、かたがた喜ばしいことと存じます。

○平井委員 自衛隊の諸君が北海道に転勤することをあまり喜ばぬのです。道なら喜んで行くというくらい自衛隊でなければ——北海道に二、三年おるから内地に返そう、こういふようなことではしっかりした自衛隊を育てたと言えない。北海道の応募が少いから

九州で採つた者を——九州はほんとうは暖かくて、氣候が反対ですけれども、その反対のものを九州で募集して、入隊をするときには北海道に入隊しておる。これはどうも北海道はあまり芳ばしくないのです。これはほんとうは住みいいのです。九州あたりの人口の多いところよりも北海道の方が生活が楽でしようけれども、齒舞、色丹が近い、ソ連に近いところは危ないじゃないかというふうな貧弱な精神を持った自衛隊がふえたのでは、どうも予算にわれわれは賛成できない。喜んで北海道にしばらくやつてくれぬかというふうな自衛隊の訓練、精神的訓練、これは政党政派ではございせん。ほんとうに、私は日本の将来に非常に重大な問題が起ると思うのです。現在北海道には無理にやつておるのです。それとも北海道におれば、二、三年すれば交代をしておるのか。大臣がわからなければ、官房長から一つ説明をしてもらいたいが、何年か一べんくらい交代をしておるのですか。

○門叶政府委員 ただいま平井委員から御質問がございましたが、北海道における自衛隊の数からいたしまして、大体五万数千名、相当膨大な数字を擁しております。これが募集源は、今御指摘がございました通り北海道だけでは十分ではありませんので、九州、四国方面からも逐次向うの方へ参つております。大体曹以上につきましては、私主管でございせんけれども、大体四年向うで勤務いたせば内地の方に帰還させる。さらに一年に一回、隊員につきましてはそれぞれの出身県に休暇を与えて帰郷させるというような制度をとっております。さらに今御指摘のような北海道におきましてはいろいろな条件において、九州その他の点と異なつて困難がございしますので、あるいは官舎その他の厚生施設の面においても、また食糧その他の関係におきましても、若干ほかの他方よりも有利に考へておる次第でございます。

○平井委員 私は昨年ですか、前の左藤長官に質問をいたしたのであります。先般源田空将が近ごろの自衛隊は月給取りで、一般の役人と同じで命を惜しがるから飛行機の技術も進まない、こういうことをはつきり言つておる。こういうようなことではいつまでたつてもりつぱな飛行機を買つてきてパイロットがでないという情ないことになるのじゃないか。この点について伊能長官はどうお考えですか。一般の官吏と同様に考えられておるのですか。

○伊能国務大臣 非常に重大な御質問でございますが、この点につきましては自衛隊発足以来まだ七年というような、伝統もまだ確立もいたしませんと同時に、今後私も皆様の御援助を得て十分な練成に努力いたさなければならぬ、かように考へております。ただいま御指摘のような点についてももちろん若干ないとは言えませんが、最近における航空幕僚自衛隊の質的な向上につきましては、あるいは飛行場がいまだ十分整備されておらないというやうな問題その他もございしますが、最近ではきわめて良好な状況に練度が高まつております。最近浜松等をこらんだいたくならぬ。ぜひこの点は委員会等においても御視察を賜わりたいと存するのでございますが、全般に

練度がきわめて向上いたしておるということも事実でございます。もちろんこれをもつて満足すべき状態ではなくして、御指摘の根本的な自衛隊精神の確立ということについては、われわれは常住坐臥の点についてはあらゆる努力をいたさなければならぬ、かように考へております。

○平井委員 これは日本人の癖ですが、戦争中は直立不動で、位が一つ違えば、私も兵隊に行きました。ほんとうに大へんなものです。ところが戦争に負けて自衛隊が出てくると、さつぱり会社員みたいな格好で、あまりにその変化が日本は激しい。これは瓜生さんがちやうど帰りましたけれども、戦争中は天皇は神様だった。このごろは、そうかた苦しめぬでもないじゃないか、一般の人と一緒にいいじゃないか。まるつきり神様から一般人に落ちてきたり、非常に変化が激しい。これは皇室のあり方もそうですが、自衛隊のあり方もあまり急激に……。それだから昔の人と若い者の調子がとれない。昔の人はやはり昔のやうな兵隊を考へておる。このごろの若い者は全然そういうことは考へておらぬ。もうわれわれは月給取りだ。恩給を取るまでぶらぶらしておればいいじゃないかというやうな気持でおる。これは日本人の通有性ですから仕方がないとしたしましても、日本のかつての軍隊は皇室とともにあり、天皇制のもとに置かれておつたのでありますから、これとまた天皇制というものは非常に関係が深いと私は思う。急激に天皇陛下の尊厳などというものは、神様から一べんに人間に下つてきたり、われわれ同様あるいはわれわれの子供同様、女房はど

をとつております。さらに今御指摘のような北海道におきましてはいろいろな条件において、九州その他の点と異なつて困難がございしますので、あるいは官舎その他の厚生施設の面においても、また食糧その他の関係におきましても、若干ほかの他方よりも有利に考へておる次第でございます。

○平井委員 私は昨年ですか、前の左藤長官に質問をいたしたのであります。先般源田空将が近ごろの自衛隊は月給取りで、一般の役人と同じで命を惜しがるから飛行機の技術も進まない、こういうことをはつきり言つておる。こういうようなことではいつまでたつてもりつぱな飛行機を買つてきてパイロットがでないという情ないことになるのじゃないか。この点について伊能長官はどうお考えですか。一般の官吏と同様に考えられておるのですか。

○伊能国務大臣 非常に重大な御質問でございますが、この点につきましては自衛隊発足以来まだ七年というような、伝統もまだ確立もいたしませんと同時に、今後私も皆様の御援助を得て十分な練成に努力いたさなければならぬ、かように考へております。ただいま御指摘のような点についてももちろん若干ないとは言えませんが、最近における航空幕僚自衛隊の質的な向上につきましては、あるいは飛行場がいまだ十分整備されておらないというやうな問題その他もございしますが、最近ではきわめて良好な状況に練度が高まつております。最近浜松等をこらんだいたくならぬ。ぜひこの点は委員会等においても御視察を賜わりたいと存するのでございますが、全般に

練度がきわめて向上いたしておるということも事実でございます。もちろんこれをもつて満足すべき状態ではなくして、御指摘の根本的な自衛隊精神の確立ということについては、われわれは常住坐臥の点についてはあらゆる努力をいたさなければならぬ、かように考へております。

ここからもう一ついいというふうな、
そういうふうな一べんに下ってくる。
もう少しこの中間に、やまと民族こ
にありというふうなところを一つ定め
られて、そうしていかねければ、日本
は立っていかぬと思う。自衛官を何ほ
ふやしても問題にならぬと思う。英国
などは何といつてもあれは貴族趣味の
国だから倒れぬでやうに思っている。
われわれ子供ときから大英帝国は崩
壊だといわれながらも、あの貴族趣味
の英国が倒れておる。それはなぜか。
やはり愛国心に燃えておる。戦争があ
るとか、一朝国の有事に際しては金持
ちの坊ちゃんが一番先に死んでいく。
貧乏人はあとから来る。日本は反対
だ。貧乏人が先に死に、金持ちは残
る。中隊長は一番あとから死ぬ。師
団長は死なぬで生きておる。こういう
ことが私は日本の崩壊の原因だったと
思う。この点一つ、ここがやまと民族
の急所である——これは防衛庁長官の
みならず日本人がみな腹を握えなけれ
ばならぬのです。あまり急激にほんと
民主主義に切りかえてやうに思ふこ
とは、これでは今の青年の取りつく
べがない。そこで今ほんとうのことを
言えば、日本の天皇制、皇室の尊厳
は、われわれが子供のとき考えたこと
と違ふ。ところが青年のよりどころは
どこか。これは事実のところ自衛隊に
たよる以外にない。防衛庁が国の柱に
ならなければならぬ。もう議事も大
したことありません。こんな

ぬ。もう国民は非常に悲観しておる。
そのときに健全でなければならぬのは
私は防衛庁だと思ふ。防衛大臣の責任
は、いわば総理大臣以上でありませ
ぬ。私は岸さんよりあなたの方をた
よっておるくらい……。そこで防衛庁
長官は閣僚中でも私は一番しっかりし
た人が従来なつてきておると思ひま
す。ほんとうに腹を据えて、戦争中の
軍人と戦後の自衛隊員の間をとると
申しますか、ほんとうのやまと民族の
よりどころはここであるというふうな
教育の仕方をしていただきたい。国際
情勢は御承知の通り非常に複雑怪奇で
ありますから、この点一つ大臣に私は
十分お願いをしたい。少しは非難もぶ
たれるかも知れませんが、何十
年か後には、伊能長官のおかげで今日
の自衛隊ができた、りっぱになったと
いわれるときがくる。大村益次郎の役
割を一つあなたにしてみたい。徴
兵検査をしようというわけではありま
せんよ。ありませんけれども、少しお
それけれども、精神のこもった長官が
来なければ、いつまでたっても自衛隊
の筋が入らぬ、こういうふうには考
えておりますから、その点長官にお願
いするわけでありませぬ。それではお前
しろと言われても、これは私もかな
か教育はできないのであります。ま
あ自分の修養も、自衛隊の諸君にも
一つ修養をしていただきたい、こうい
うふうに考えます。

また今日は核兵器、原水爆の時代で
ありますが、これもだんだん改良さ
れ、変つてきております。想像のでき
ないものができておりますが、長官は
今後の核兵器並びに原水爆に対して、
どういうお考えを持たれるか。また今
日、日本の周辺にはいろいろございま
す。朝鮮、色丹はわが日本の領土とい
いながら、ソ連から占領されておる。
また小笠原、琉球諸島は、アメリカの
防衛体制の中に入つておるというよう
な現状であります。そこで核兵器ある
いは原水爆に対処すると同時に、日本
の周辺にはどういふ外国の兵力が取り
巻いておるか、このことくらいは研究
されておると思ひますが、これを参考
にお伺いしたいと思います。
○伊能國務大臣 ただいま御指摘の新
しい自衛隊の建設につきましては、全
くお考えの通りであつて、私どももそ
の方向に向つて最善の努力をいたして
おる次第でございます。

それから今後の新しい兵器に対する
日本の対処すべき考え方等につきまし
ては、ただいまいろいろ御意見がござ
いました。御承知のように現在にお
いては台湾、韓国、フィリピン等、い
ずれもいまだ核兵器を持つに至つてお
らない、かように考えております。の
で、核兵器の問題につきましては、岸
内閣の方針として、総理みずから核装
備をしない、かように申しております。
しかしこの問題は長い将来の問題
といたしまして、日本の自衛隊がいかに
質的な装備をなされるかということ
は、国際情勢とともに、また国民の決
定すべき問題であらうか、かように私
どもも考え、もつぱら世界の科学兵器の
進運におくれぬ方向にあらゆる科学
的な、技術的な研究はわれわれ努め
なければならぬ、かように考えておる
次第でございます。また日本をめぐる
ソ連、中国、北朝鮮その他外国の兵力
等につきましては、私も概略承知いた
しておりますが、数字の誤り等を来

たすといけませんから、防衛局長から
詳細に説明させていただきたいと思
ひます。
○加藤(陽)政府委員 日本周辺にお
きます各国の兵力を参考として、交換
されました資料その他を参考として申
し上げます。陸軍について申し上げ
ますれば、ソ連が大体東経九十度以
東——ザバイカル以東におきまして四
十万から五十万くらい、中共が二百三
十万から二百五十万、北朝鮮が三十五
万から四十万、韓国が五十万ないし六
十万、台湾の国民政府が約四十万とい
うふうに見ております。
海軍について申し上げますと、極東
におりますソ連の艦艇約七百隻、約四
十万吨くらいと推定しておるわけで
あります。中共が約百九十隻、十五万
トンから十七万トンくらいの間だろ
うと思つております。北朝鮮はきわめて小
規模でございます。魚雷艇等のも
のが主力艦であります。約百隻、一
万五千トンくらい、韓国は約八十隻、
三万五千トン、台湾の国民政府が約百
七十隻、十万吨くらいというふう
に見ております。
空軍について申し上げます、極東に
ありますソ連の空軍機は約四千機、こ
れは海軍機も若干含んでおります。中
共の空軍が三千五百機から四千機、北
朝鮮が約八百機、韓国が三百機足らず、
台湾の国民政府が約六百機というふう
に見ております。
○平井委員 そこで次期防衛計画もご
ざいますし、先般岸総理にちよつ
と質問いたしましたのでございますが、次
期防衛機の購入問題が、決算委員会そ
の他で問題になつておる。しばしば総
理並びに官房長官は、国防会議の内定

衛庁としてのドレーパー・ミッションに対する意見の開陳並びに希望の内容はかくかくの通りであったということと、一方、植村さんがドレーパー・ミッションと会談された当時の内容についてはかくかくであったということをお互いに話し合った結果、基本的には意見の食い違いはない。ただ、私も防衛産業の育成という点については、植村さんの御意見と全く同感である。しかしながら、現在の日本の国力からいって、急激に防衛産業を育成強化するということはなかなか困難である。従って、伝えられるようないわゆる域外調達というものが急速に実施せられて、それによってアメリカの日本に対する軍事援助が、アメリカ等で巷間伝えられ、アメリカの国会等が論議されておるような形で、削減を急速に受けるというようなことであつては、日本の防衛整備上も重大な支障があるから、これはぜひ日本の実情をごらん願つた上で——急激なる減少は、われわれももちろん希望しないところであるから、ぜひ現状を少くとも五年程度は継続してほしい。その上で、日本の防衛産業の育成という問題をわれわれも考えていくし、またアメリカが考えておられるような問題とうまく調和して、日本の防衛産業の育成に寄与してほしい、こういう意見を私は述べた。植村さんも、基本的には自分もそういう考え方である。ただ、それについても、船であるとか特車であるとか、一部のエレクトロニクス関係の兵器等については、日本の一方が比較的マン・パワー工賃が安いという関係上、具体的な例を申し上げますれば、トランジスターの製作等につきましても、また駆逐艦、警備艦等

の製作につきましても日本の方が安い、従つてそういうものについてはできるだけ日本の防衛産業を育成してもいいという一般論も自分は述べた。こういうことで基本的に意見の食い違いがないという話し合いをした最後、ついても防衛産業の育成について最も重大な関係のある航空機産業の現状は、F86Fの生産の停滞によつて、相当重大な影響を日本の航空機産業が受けておる、従つてこの点については政府として新しい飛行機の機種決定を急速にするように、一つ防衛庁として努力をしてほしい、こういう希望がありました。それについて私は先般本国会において答弁をいたしましたように、政府としては国防会議において一応の内定を見たということは、その後国防会議においてまだいわれる白紙に戻すというような形式的な措置がとられたわけではない、従つて防衛庁長官があれは白紙だと言うことは——防衛庁自体の仕事でなしに、国防会議の仕事だから、白紙になつたと言うことは言い過ぎであらうと思う。従つて内定は内定として防衛庁長官としてはその後の新たな各般の事情についていろいろと調査をいたしておりますので、政府全体としてはこの問題を新たな角度からいろいろ検討して、至急きめる方向に私も努力いたしたい、かように申し上げたので、F86Xが生きておるとかなんとかいうようなお話ではもちろんなかつた、この点は御了解をいただきたいと思ひます。

○平井委員 その点はよく了承いたしました。私の質問はこれで終ります。が、先ほど私が——と言つたことは取り消しておいて下さい。暴力団会

はいが、——は取り消しを願ひます。

○内海委員長 あなたの人格を尊重いたしまして……。おそらくこれは話のあれじゃないかと思つております。

○平井委員 その点は委員長に一任いたします。

○内海委員長 本日はこの程度といたしまして、次会は明二十七日、午後一時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

――

〔参照〕
郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四三三号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局